

安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱いに関する申合せ

令和5年7月19日
デジタル社会推進会議幹事会申合せ

1. 目的

安全保障、公共の安全・秩序の維持といった機微な情報及び当該情報になり得る情報を扱う政府情報システムに関する基本的考え方や対応策等として、令和4年12月28日に開催された「デジタル社会推進会議幹事会」において、「安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い」（以下単に「取扱い」という。）を定めたところである。

該当する政府情報システムの利用に当たっては、取扱いに基づくこととなるが、より詳細に参照すべき事項として、以下のとおり申し合わせることにする。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

以上